

令和5年度第2回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	令和5年8月31日(木) 午後6時30分～午後8時00分 日野市役所5階 504会議室
出席委員	<p>会長：西浦 定継(学識経験者/明星大学建築学部教授)</p> <p>副会長：小池 孝範(学識経験者/弁護士法人ENISHI)</p> <p>委員：亀山 孝一(事業者団体関係者/日野市商工会理事)</p> <p>委員：糟谷 敏美(事業者団体関係者/日野市商工会理事)</p> <p>委員：田辺 真樹 (労働者団体関係者/全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委員：伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者/連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>
<p>【次第】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 令和5年度・令和6年度労働報酬下限(委託)について</p> <p>(2) 公契約条例アンケート(案)について</p> <p>(3) 公契約制度に関する説明会について</p> <p>(4) 公契約条例ヒアリングについて</p> <p>3. その他</p> <p>インフレスライド条項の適用について</p> <p>4. 閉会</p>	
<p>2. 議事</p> <p>(1) 令和5年度・令和6年度労働報酬下限(委託)について</p>	
事務局	・令和5年10月1日改定の最低賃金及び令和6年度委託労働報酬下限額の事務局試算資料等について説明。
委員	・令和5年度の労働報酬下限額は、10月から最低賃金の1,113円が優先される形という認識でいいか。
事務局	・労働報酬下限額として1,110円で答申をいただき、告示を行っている。ただし、最低賃金は必ず守っていただく想定でいる。
委員	・労務台帳提出時に1,110円以上を守ってもらうのか、最低賃金の1,113円以上を守ってもらう前提で提出をお願いするかは、事業者向けに周知しないとイケない。
委員	・告示か手引きかに、「10月以降に労働報酬下限額が最低賃金を下回る場合は最低賃金の数字と読替える」という文言を入れておいてもいいかと思う。
事務局	・手引きを一旦修正し改訂版をお出しするのがいいか、通知を出すこととすればいいかご意見を伺いたい。
委員	・「令和5年度労働報酬下限額は1,110円だが、10月1日より東京都の最低賃金が1,113円となったため、10月1日以降は最低賃金以上とする」という文言を手引きに入れることに無理がないのであれば、変えることが望ましい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・可能であれば労務台帳データも修正して配布することが望ましい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に最低賃金を下回る数字で提出する事業者はいないと思うが、事業者へ通知を送って「10月1日以降は1,113円としてください」という旨のお願いをしてもいいかと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者へのお知らせをしっかりともらえればいいかと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・労働報酬下限額の検討にあたり、日野市の高卒初任給の資料を出していただいた。 ・高卒初任給に関して8月の人事院勧告で出されたものが、12,000円月給で上げるということであり、約8%上がるとなると労働報酬下限額との開きがまた大きくなると思う。 ・現状、日野市の高卒初任給の時給は1,124円で、現在の最低賃金より52円高い。これに12,000円月給が加算されると、時給単価が1,213円になる。 ・公務員の業務職ベースでも、時給単価は最低賃金以下の1,106円であり、これに12,000円月給が加算されると1,195円になる。 ・今年も想定以上に最低賃金が上昇したことや、昨今の物価高を考えると、高卒初任給に近い数字で検討をしておくべきだと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・物価は5%以上上がっている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金から5%上げるとなると、労働報酬下限額はいくらになるか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・5%だと56円増の1,169円となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・労働報酬下限額を大幅に引き上げると事業者への財政的な圧迫や経営の圧迫につながるのではないか。 ・最低賃金の全国平均が1,000円になれば上げ幅も落ち着くと考えるため、5%までは上げなくてもいいのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の方から委託という形でお金が支払われるので、行政の方の懐事情の方が気になる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の公契約条例対象業務は特に人を担保して大事に守る必要がある分野について対象としている。この点から、労働報酬下限額を最低賃金が上回ったのは痛恨の思いである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例の目的を考えると1,200円でも全くおかしくないと思う。 ・ただ、その予算が変わらないと事業者の業務の質が落ちるなどといった問題も生じかねない。予算的なデータからも判断する必要があるのではないか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・行政側の懐事情はいかがでしょうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手順でいうと、ご答申いただいてから市長へ伺いを行い、併せて関係部署に答申内容を共有し、各主管課で積算に入ることとなる。 ・今回の労働報酬下限額の上げ幅については財政課へ確認を行う必要もある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度予算に対応できるようにこの時期に、次年度の労働報酬下限額についての議論をしているため、突拍子もない金額でなければ予算対応はできるつもりではあると思う。 ・来年度は公契約条例の理念に基づいて最低賃金を下回らないようにしたい。

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・過去数年をみると、最低賃金の上昇率は2.7~2.9%台であったが、令和4年度10月から令和5年度10月にかけては3.82%に上がっている。 ・今回の改訂で約1%上昇していることから、次年度の上昇率を4.85や5%ぐらいと想定すると1,169円となる。 ・昨今の物価高騰で実質賃金が上がっていない状況を考えると、労働報酬下限額を5%上げるという積算は突拍子のない金額とは言えないと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・物価上昇分や原材料上昇分、人件費の上昇分を反映して労働報酬下限額を5%上げるのであれば、その分の予算担保してもらうことが大前提になると思うので、そこを確約していただきたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の担保については是非、申し添えていただくこととする。 ・令和6年度委託労働報酬下限額は1,113円に5%を加算した1,169円とするでよいか。 <p>→異議なし</p>
(2) 公契約条例アンケート(案)について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例のアンケート案を作成したので、ご意見を伺いたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名等を書くところのアドレスを、メールアドレスとした方が親切かと思う。 ・文末を「お書きください」といった文言に変えていただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬下限額の職種別の表の中で、自分がこの現場において、労働報酬の台帳上ではどこに区分されているか分からない人は、事業所の担当者に聞いてもらわないと、アンケートをしても結局わからないで終わってしまう気がする。その辺りの説明も入れてもらえたら。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの中に、どの職種で働いているかを確認する質問があり、「知らない」と回答した場合は自身の職種や労働報酬下限額の確認を促す案内に飛ぶよう設定されている。
(3) 公契約制度に関する説明会について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度公契約条例の事業者向け制度に関する説明会について説明。 ・趣旨は日野市の公契約条例の制度について、事業者の理解を深めること及び、労働者への周知を図ること。 ・実施方法はWeb開催で、手引きに基づき事務局より説明をおこなうことを想定している。 ・参加ができない事業者へは後日概要資料等でアンケートをお送りし、回答していただくことを考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・参加できなかった事業者へのフォローで、説明会の内容を録画しておき、後日見てもらってもいいかと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート協力の声掛けを丁寧に行って、6~8割ぐらい集まるといろんな意見が聞けて参考になるかと思う。
(4) 公契約条例ヒアリングについて	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例についてのヒアリングについて説明。 ・1者につき30分から45分程度で、工事と委託の事業者にお声かけさせてい

	<p>ただき、前向きなご返答をいただいている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約の審議会の委員と事務担当者、労働者の意見交換を想定している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と事業者が対話し、必要があれば行政としても必要な手を打つような形で、公共サービスに従事している会社がつぶれないようにあってほしいと思う。
3. その他	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフレスライド条項の適用について ・ 公契約条例の対象になっている契約について、インフレスライドを適用することの報告。 ・ 手引きには、労働報酬下限額は当契約を締結した年度の額を適用するとなっており、インフレスライドを適用しても労働報酬下限額を変えることはないと考えているがご意見をいただきたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請があった事業者のインフレスライド条項の理由は賃金アップか、材料のアップか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両方です。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局と同じ意見で労働報酬下限額を変える必要はないと思う。 ・ 委託においても、原材料の高騰の中で、サービスの質の低下につながりかねないことを考えると、インフレスライドの適用の準備をしておいてもいいかと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理の場合はどうなるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理は包括の基本協定と、後年度ごとの協定で手当てされていくことになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託の複数年契約については、毎年確認して条例の金額を適用していただくよう前向きに検討しますという話だった。ただ、実際に条例を適用すると契約時の単価を適用しますという風に書いてあるので、条例の変更が必要なのかそれとも運用の中で毎年変更になる委託の労務下限額を適用していくという取り交わしができるのか確認してほしい。